

青森県報

第二千八十六号

平成十四年十月十五日(火曜日)

目次

告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更………(振興町課) ……一
 公共測量の実施……………(監理課) ……一

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……二
 建設業者の許可の取消し……………(十和田県土整備事務所) ……二
 右 同……………(同) ……二
 右 同……………(むつ県土整備事務所) ……二

告 示

青森県告示第四百九十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、風間浦村長から風間浦村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を風間浦村大字易国間字上ノ畑に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年十月十五日

下北郡風間浦村大字易国間字上ノ畑一の九、一の三、一四の一、一六の三五、一六の三六、一六の四〇、一六の四七の地先公有水面埋立地 一、二、二五九・一八平方メートル

青森県告示第四百九十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十四年十月十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 測量計画機関
青森港湾工事事務所
- 二 測量の種類
公共測量(二級基準点測量)
- 三 測量の期間
平成十四年十月二十四日から平成十五年一月三十一日まで
- 四 測量の地域
青森市青森港湾内

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十四年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十四年十月十五日

青森県知事 木 村 守 男

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十月十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 山喜住宅
- 二 氏名 山端 喜美男
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字沢田字牛鍵八の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 九）第一四七四〇号
- 五 取消年月日 平成十四年九月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十四年九月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十月十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 共立電設有限公司
- 二 代表者の氏名 新井田 義昭
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市桜町三丁目六の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 九）第二四九九号
- 五 取消年月日 平成十四年九月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十四年九月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十月十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 菊池建設
- 二 氏名 菊池 信一
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市緑ヶ丘二四の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第六五〇八号
- 五 取消年月日 平成十四年九月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十四年九月二十五日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭